

東京都児童福祉審議会条例施行規則

(平成 12・3・31 規則第 110 号)

(一部改正 平成 25・12・27 規則第 144 号)

(組織)

第1条 東京都児童福祉審議会条例（平成 12 年東京都条例第 33 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総数の 4 分の 1 以上の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会及び部会長)

第6条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、その部会の審議する事項について、専門的知識を有する委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、その部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会に準用する。

(幹事長及び幹事)

第7条 審議会に幹事 6 人以内を置き、うち 1 人を幹事長とする。

2 審議会の幹事長及び幹事は、知事が任命する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）の概要

平成25年6月
内閣府地方分権改革推進室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

- △地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところであるが、第3次見直しに係る事項（衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案）及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備を行うもの。
- ・第1次見直し—第一次一括法（平成23年4月成立）
・第2次見直し—第二次一括法（平成23年8月成立）
・第3次見直し—旧第3次一括法（衆議院解散に伴い廃案）
・第4次見直し—「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月閣議決定）

2. 主な改正内容

（1）第3次見直し関係

通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
・宅地造成工事規制区域の指定の大蔵への報告義務を廃止

職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
・私立学校審議会等の委員定数の廃止
・児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

（2）第4次見直し関係

地方からの提案等に係る事項

- ①義務付け・枠付けの見直し
- ・地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
 - ・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
 - ・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化
- ②都道府県から基礎自治体への権限移譲
- ・高度管理医療機器（コントакレンズ等）販売業等の許可
 - ・等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
 - ・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲

3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日（平成25年6月14日）
②政令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日（平成25年9月14日）
③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成26年4月1日 等